

## 滋賀県公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、公立幼稚園を設置する市町に対して、予算の範囲内で滋賀県公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業の内容等)

第2条 補助対象事業の内容、補助基準額、補助率および補助対象経費は、別紙1および別紙2に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第3条 市町が補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業総括表（別記様式第2号）
- (2) 見積書の写し等 金額がわかる書類
- (3) その他知事が別に定める書類

### (補助の条件)

第4条 補助金の交付の決定を受けた市町は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を当該事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出して知事の承認を受けること。

### (標準事務処理期間)

第5条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第10条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(関係資料の整備)

第6条 補助金の交付を受けた市町は、補助事業の実施状況および経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(事業の変更)

第7条 市町は、補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容変更により補助金の交付額に変更を生じる場合は、速やかに補助金変更交付申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更にかかる場合はこの限りではない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は原則として精算払とするが、知事が、補助金の交付の目的を達成するうえで概算払が必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、概算払により、交付を受けようとする市町は、別記様式第9号による補助金の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町は、補助事業が完了した日から30日以内または補助対象年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了調書(別記様式第7号)
- (2) 支払が完了したことを証明する資料の写し
- (3) その他知事が別に定める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査および必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)およびこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 知事は、市町に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付

の決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 第4条第1号の規定に違反したとき、または第9条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

(指示または検査)

第12条 知事はこの補助金に関し、補助金の交付を受けた市町に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(電磁的方法による提出)

第14条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく中止（廃止）の申請、第7条の規定に基づく事業の変更、第8条の規定に基づく補助金の交付、第9条の規定に基づく実績の報告、第13条の規定に基づく消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月28日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年4月28日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

## 別紙 1 (第 2 条関係)

### 新型コロナウイルス感染症対策事業

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる保健衛生用品の購入を行うことにより、子どもを安心して育てることができる環境を整えることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応

##### (2) 補助事業者

市町

##### (3) 対象施設

公立幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)

#### 3 補助上限額・補助率

##### (1) 補助上限額

保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費

(認可定員 19 人以下の施設)	1 施設当たり 300 千円
(認可定員 20 人以上 59 人以下の施設)	1 施設当たり 400 千円
(認可定員 60 人以上の施設)	1 施設当たり 500 千円

##### (2) 補助率

1 / 2

#### 4 補助対象経費

①市町村が幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要な経費。

②上記①に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費 (人件費 (ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等)

## 別紙 2（第 2 条関係）

### 園務改善のための ICT 化支援

#### 1 目的

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）における園務を改善するため、ICT 環境の整備を促進し、教職員の事務負担の軽減や教育の質の向上を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

幼稚園における教職員の業務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務の ICT 化を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICT の活用による教育の質の向上を図るために必要な費用の補助を行う。

##### (2) 補助事業者

市町

##### (3) 対象施設

公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）

#### 3 補助上限額・補助率

##### (1) 補助上限額

1 施設当たり 上限額 1,000 千円

##### (2) 補助率

3 / 4 以内

#### 4 補助対象経費

園務改善に資する ICT 化に必要な情報システムの導入経費、購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。

また、園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品、附属品や消耗品の購入費も対象とする。ただし、令和 3 年度当初予算については、備品の購入費は原則としてシステムの導入に要する経費の半額までを補助対象とする。

令和 3 年度国補正予算第 1 号および令和 4 年度国当初予算にかかる事業については、パソコン・タブレット等の備品のみの購入も対象とするが、具体的な使用目的を定めた上で申請すること。

## 5 留意事項

- ・園務改善のために導入する支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や事務職員、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。
- ・ICT化に当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品は、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資するものでなければならない。
- ・対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。(複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)
- ・すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
- ・通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。